

特別児童扶養手当

をご存知ですか？

精神または身体に障害(重度・中度)のある20歳未満の児童を、家庭において監護(保護者として生活の面倒を見ること)している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方が受けることができる手当です。この手当は、申請しなければ支給されませんのでご注意ください。申請窓口は伊奈庁舎1階児童福祉課です。

手当の対象となる障害の程度はおおむね次のとおりです。

●特別児童扶養手当1級

・身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級(内部的疾患含む)程度に該当するもの。

・療育手帳の判定が④・A程度(知的障害である場合)。または同程度の精神障害である場合。

●特別児童扶養手当2級

・身体障害者手帳の判定がおおむね3級(内部的疾患含む)程度に該当するもの。

・療育手帳の判定がB程度の知的障害である場合。または同程度の精神障害がある場合。

●特別児童扶養手当の額(平成18年4月〜)

特別児童扶養手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、障害の程度によって次のように決まります。

●対象児童一人につき

特別児童扶養手当 1級(重度障害)
月額50,750円
特別児童扶養手当 2級(中度障害)
月額33,800円

●特別児童扶養手当の支払日

手当は認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回、4月・8月・11月に支払われます。(支払日が、土・日・国民の祝日などに当たるときは、これらの日の前日となります。)

●支払日

- ・4月11日↓12月分〜3月分
- ・8月11日↓4月分〜7月分
- ・11月11日↓8月分〜11月分

●所得制限について

特別児童扶養手当には所得制限が設けられており、請求者本人や配偶者、同居している親族の方の前年所得金額が、次の所得制限限度額以上である場合には、その年の8月から翌年の7月までの手当が支給停止となります。

●所得制限限度額表

扶養人数	<請求者本人>	<扶養義務者>
	所得制限額	所得制限額
0人	4,596,000円未満	6,287,000円未満
1人	4,976,000円未満	6,536,000円未満
2人	5,356,000円未満	6,749,000円未満
3人	5,736,000円未満	6,962,000円未満
4人	6,116,000円未満	7,175,000円未満
5人以上	以下 380,000円ずつ加算	以下 213,000円ずつ加算

※所得の計算方法(課税台帳に基づき計算します。)

所得 = 年間収入金額 - 必要経費(給与所得控除額等) - 諸控除 - 8万円(社会保険料相当額として一律8万円とします)



障害をお持ちのお子さんのために

◆問い合わせ先

伊奈庁舎児童福祉課
☎ 58-2111内線1162